

▼申告相談会の日程・会場

都合がつかない場合は、お住まいの地域以外の会場でも相談が可能です。
駐車場に限りがあるため混雑が予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

[午前] 9時～11時
[午後] 13時～16時

	保原会場 市役所本庁舎 ※3月15日⑩の受け付けは15時まで。	月館会場 月館総合支所	霊山会場 霊山中央交流館 (※1) ※2月21日⑩の受け付けは11時まで。	伊達会場 伊達ふれあいセンター ※3月1日⑩の受け付けは11時まで。	梁川会場 梁川中央交流館 ※3月15日⑩の受け付けは15時まで。	
2月10日⑤		月館、布川				
13日⑥	富成	御代田				
14日⑦		糠田、上・下手渡				
15日⑧			石戸			
16日⑨	柱沢		小国			
17日⑩			掛田			
20日⑪			霊山			
21日⑫	上保原					
22日⑬				箱崎、伏黒		
23日⑭						
24日⑮						
27日⑯	大田			伊達		
28日⑰						
3月1日⑱					白根、山舟生、東大枝	
2日⑲					栗野	
3日⑳	保原				梁川	
6日㉑					堰本	
7日㉒					富野	
8日㉓					五十沢	
9日㉔						
10日㉕						
13日㉖						
14日㉗						
15日㉘						

※1 会場が昨年の霊山総合支所から変更となります。

◇伊達市の申告会場以外でも申告ができます！

福島税務署 ☎ 534-3121

確定申告書作成会場は「ウィル福島」

今年度の確定申告書作成会場は「ウィル福島アクティおろしまち」で行います。

ウィル福島アクティおろしまち
(福島市鎌田字卸町 10-1)

2月16日⑩～3月15日⑩
9時30分～16時

※土日祝日を除く。ただし2月19日⑩、2月26日⑩は開設。なお、税務署内には申告書作成会場を開設していませんのでご注意ください。



申告書は、ご自分で作成して郵送で！

申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を活用すると便利です。画面の案内に従い金額などを入力すれば、自動で計算され、所得税の申告書などを作成できます。作成したデータは「e-Tax」を利用して提出することもできます。

国税庁：http://www.nta.go.jp/

e-Tax：http://www.e-tax.nta.go.jp

※電話での問い合わせは、自動音声案内で「0」番を選択してください。

平成 28 年分

所得申告相談会

申告受付期間

2月10日⑤～3月15日⑩

国税務課市民税係 ☎ 575-1138

申告手続きには

マイナンバーの記載+本人確認書類の写しの添付が必要です。

○マイナンバーカードをお持ちの人は
→マイナンバーカードで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

○マイナンバーカードをお持ちでない人は
→**個人番号が確認できる書類(通知カードなど)+身元確認書類(免許証など)**が必要です。

詳しくは国税庁HPをご覧ください。

▼持ち物

所得申告を行う前に、必要な書類を必ずご確認ください。また、収支計算書や医療費の明細書については、事前に計算し金額を記載してください。**必要書類がそろわない場合、また、収支計算や医療費の計算をしていない場合は受け付けできません**ので、ご注意ください。

※収支計算書、医療費の明細書などの用紙は税務課(保原本庁舎1階)または各総合支所に備え付けてあります。

- 源泉徴収票(原本)
※給与・年金所得がある人
- 収支計算書
※農業・営業・不動産所得がある人
- 国民年金・国民健康保険などの控除証明書または領収書
- 生命保険・地震保険などの支払保険料控除証明書
- 医療費の明細書(医療費の領収書および保険金などで補填された金額がわかるもの)、おむつ使用証明書
- 配偶者の所得がわかるもの
※配偶者特別控除を受ける人
- 身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除認定書
※障がい者本人および障がい者の扶養義務者
- 学生証 ※学生のみ
- 税務署から郵送された申告書 ※郵送された人
- 申告者本人名義の預金通帳
- 印鑑
- マイナンバー確認書類
- その他必要と思われるもの

◇申告前にきちんとチェック!!

1 農業・営業・不動産所得がある人は必ず事前に計算を

収支計算書の記入が終了していない人は、受付できません。

2 医療費控除を受ける人は事前に明細書に記入

明細書の記入が終了していない人は、受付できません。

3 復興特別所得税が課税されます(所得税×2.1%)

平成25年～平成49年分の所得が対象となるので、計算漏れのないようにご注意ください。

▼注意点

①下記の項目に該当する人は、福島税務署の申告会場(ウィル福島)で申告をしてください。

- ・住宅ローン控除を初めて受けようとする人
- ・土地や家屋の譲渡(売買など)による所得がある人
- ・株式の譲渡や先物取引による所得がある人
- ・事業所得があり、青色申告をしている人
- ・前年分の申告を税務署申告会場で行った人

②申告受付期間中は、税務課や各総合支所窓口では申告相談を受け付けていません。各会場でご相談ください。

③各会場の初日・月曜日・最終日は、特に混雑が予想されます。混雑する日を選んで来場することをおすすめします。

「納付額のお知らせ(明細書)」を送付

平成28年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の明細書を1月下旬にお送りします。確定申告などで使用できますので、明細書が届いたら大切に保管してください。届かない場合は、



収納課管理係(☎575-1232)に連絡をお願いします。

なお、介護保険料および後期高齢者医療保険料を年金特別徴収(年金天引き)で納付されている人には、日本年金機構などから送付される源泉徴収票で納付額を確認できるので、明細書は送付しません。